

こころの救急箱 通信 第7号

発行：特定非営利活動法人 こころの救急箱 2014年10月

〒540-0003 大阪府中央区森ノ宮中央1-16-17-708号

事務局：電話・FAX：06-6942-9092

e-メール：cocorono9090baco@kpa.biglobe.ne.jp

URL：<http://www1a.biglobe.ne.jp/cocorono9090baco/index.html>

相談電話：06-6942-9090(月曜日夜8時～火曜日朝3時)



「生命は尊貴である。一人の生命は、全地球よりも重い。」

NPO 法人こころの救急箱顧問

神田俊之法律事務所弁護士 山口 茜

これは最高裁判所大法廷判決（昭和23年3月12日）の一節です。この判決は、死刑制度の合憲性が争われた事件についてのものであり、最高裁判所は、「生命は尊貴である。一人の生命は、全地球よりも重い。死刑は、まさにあらゆる刑罰のうちで最も冷厳な刑罰であり、またまことにやむを得ざるに出ざる窮極の刑罰である。それは言うまでもなく、尊厳な人間存在の根元である生命そのものを永遠に奪い去るものだからである。」と述べています（ただし、結論は合憲としています）。

生命が重く尊いということはみんなわかっているはずなのに、人は生命の重さ、尊さを忘れてしまうことがあります。人それぞれ差はあるけれども、悲しみ、怒り、不安や絶望から生命の重さを忘れてしまう、そんな瞬間がだれにもあるのではないのでしょうか？

私たちの存在の根源である「生命」はいったん失われてしまえば二度と元には戻りません。私たち一人一人があらためて生命の重さについて考え直すことであればと思い上記判例を紹介させていただきます。

